

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○京都府府税規則の一部を改正する規則 (税務課)	917
告 示	
○随意契約の相手方の決定 (健康対策課)	919
○京都府測量等業務指名競争入札参加要綱の一部を改正する告示 (指導検査課)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	920
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (〃)	〃
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (中丹広域振興局)	〃
○土地改良区役員の就任届 (南丹広域振興局)	921
○土地改良区の定款変更の認可 (〃)	〃

○府営土地改良事業の工事完了 (南丹広域振興局)	921
○農地法に基づく利用権の設定に関する裁定 (経営支援・担い手育成課)	〃
○令和3年度京都府農薬管理指導士養成研修及び認定試験の実施 (農産課)	922
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	923
○都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (乙訓土木事務所)	〃
○令和3年の二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者 (建築指導課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城北土木事務所)	925
正 誤	
○令和3年8月6日付け京都府公報号外第39号中	〃

## 規 則

京都府府税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府規則第36号

#### 京都府府税規則の一部を改正する規則

京都府府税規則(昭和30年京都府規則第31号)の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の3」を「第12条の2」に改める。

第12条の3を削る。

第14条第2項中「別記第24号の4様式」を「別記第24号様式」に改める。

第36条から第41条までを次のように改める。

第36条 条例第45条の11第1項の規定により帳簿(条例第45条の10第1項の帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付けに代えようとするゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、次に掲げる要件(当該特別徴収義務者が特定要件に従つて当該電磁的記録の備

付け及び保存を行つている場合には、第3号に掲げる要件を除く。)に従つて当該電磁的記録の備付け及び保存をしなければならない。

(1) 当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類(当該帳簿に係る電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条において同じ。)に当該特別徴収義務者が開発したプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この項において同じ。)以外のプログラムを使用する場合にはア及びイに掲げる書類を除くものとし、当該帳簿に係る電子計算機処理を他の者(当該電子計算機処理に当該者が開発したプログラムを使用する者を除く。)に委託している場合にはウに掲げる書類を除くものとする。)の備付けを行うこと。

ア 当該帳簿に係る電子計算機処理システム(電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条において同じ。)の概要を記載した書類

イ 当該帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類

ウ 当該帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書

エ 当該帳簿に係る電子計算機処理並びに当該帳簿

に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務  
 手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を  
 他の者に委託している場合には、その委託に係る  
 契約書並びに当該帳簿に係る電磁的記録の備付け  
 及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）

(2) 当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存を  
 する場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用  
 に供することができる電子計算機、プログラム、デ  
 ィスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書  
 を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画  
 面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態  
 で、速やかに出力することができるようにしておく  
 こと。

(3) 地方税に関する法令の規定による当該帳簿に  
 係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること  
 ができるようにしておくこと。

2 前項に規定する「特定要件」とは、次の各号に  
 掲げる特別徴収義務者の区分に応じ当該各号に定  
 める要件をいう。

(1) 条例第45条の11第1項の規定により帳簿  
 に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当  
 該帳簿の備付けに代えようとするゴルフ場利用  
 税の特別徴収義務者 次に掲げる要件（当該特別  
 徴収義務者が地方税に関する法令の規定に基づ  
 く当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出  
 の要求に応じることができるようにしている場  
 合には、ウ（イ）及びウに係る部分に限る。）  
 に掲げる要件を除く。）

ア 当該帳簿に係る電子計算機処理に、次に  
 掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを  
 使用すること。

(ア) 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項  
 について訂正又は削除を行った場合には、これ  
 らの事実及び内容を確認することができること。

(イ) 当該帳簿に係る記録事項の入力をその  
 業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行  
 った場合には、その事実を確認することができ  
 ること。

イ 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項  
 に関連帳簿の記録事項（当該関連帳簿が、条  
 例第45条の11第1項の規定の例により当該  
 関連帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存  
 をもつて当該関連帳簿の備付けに代えられて  
 いるもの又は同条第2項若しくは第3項の規  
 定の例により当該電磁的記録の備付け及び当  
 該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィ  
 ルムによる保存をもつて当該関連帳簿の備付  
 けに代えられているものである場合には、当  
 該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイク  
 ロフィルムの記録事項）との間において、相  
 互にその関連性を確認することができるように  
 しておくこと。

ウ 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項  
 の検索をすることができる機能（次に掲げる  
 要件を満たすものに限る。）を確保しておく  
 こと。

(ア) 取引年月日、取引金額及び取引先  
 （イ）及びウ）において「記録項目」という。）  
 を検索の条件として設定することができること。

(イ) 日付又は金額に係る記録項目については、  
 その範囲を指定して条件を設定することができる  
 こと。

(ウ) 2以上の任意の記録項目を組み合わ  
 せて条件を設定することができること。

(2) 条例第45条の11第2項の規定により  
 帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電  
 磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム  
 による保存をもつて当該帳簿の備付けに代  
 えようとするゴルフ場利用税の特別徴収義務  
 者 次に掲げる要件

ア 前号に定める要件

イ 次条第1項第1号イ(ア)の電磁的記録  
 に、前号ア(ア)及びイ)に規定する事実及び  
 内容に係るものが含まれていること。

ウ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの  
 保存に併せて、帳簿の種類及び取引年月日  
 その他の日付を特定することによりこれらに  
 対応する電子計算機出力マイクロフィルム  
 を探し出すことができる索引簿の備付けを  
 行うこと。

エ 当該電子計算機出力マイクロフィルム  
 ごとの記録事項の索引を当該索引に係る  
 電子計算機出力マイクロフィルムに出力し  
 ておくこと。

オ 条例第45条の10第1項の規定による  
 帳簿への記載をした日から当該帳簿に係る  
 ゴルフ場利用税の法定納期限（法第11条  
 の4第1項に規定する法定納期限をいう。  
 次条第2項において同じ。）後3年を経過  
 する日までの間、当該電子計算機出力マイ  
 クロフィルムの保存に併せて前項第2号及  
 び前号ウに掲げる要件（当該者が地方税に  
 関する法令の規定に基づく当該帳簿に係る  
 電磁的記録の提示又は提出の要求に応じ  
 ることができるようにしている場合には、同  
 号ウ（イ）及びウ)に係る部分に限る。）  
 に従つて当該電子計算機出力マイクロフィ  
 ルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当  
 該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事  
 項の検索をすることができる機能（同号  
 ウ)に規定する機能（当該者が地方税に関  
 する法令の規定に基づく当該帳簿に係る電  
 磁的記録の提示又は提出の要求に応じること  
 ができるようにしている場合には、同号ウ(ア)  
 に掲げる要件を満たす機能）に相当するもの  
 に限る。）を確保しておくこと。

第37条 条例第45条の11第2項の規定  
 により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び  
 当該電磁的記録の電子計算機出力マイク  
 ロフィルムによる保存をもつて当該帳簿の  
 備付けに代えようとするゴルフ場利用税  
 の特別徴収義務者は、前条第1項各号に  
 掲げる要件（当該者が同条第2項に規定  
 する特定要件に従つて当該電磁的記録の  
 備付け及び当該電磁的記録の電子計算機  
 出力マイクロフィルムによる保存を行つて  
 いる場合には、同条第1項第3号に掲げ  
 る要件を除く。）及び次に掲げる要件に  
 従つて当該電磁的記録の備付け及び当  
 該電磁的記録の電子計算機出力マイク  
 ロフィルムによる保存をしな

なければならない。

(1) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。

ア 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

イ 次に掲げる事項が記載された書類

(ア) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者（その者が法人である場合には、当該法人の帳簿の保存に関する事務の責任者である者）の当該帳簿に係る電磁的記録が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及びその氏名

(イ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の氏名

(ウ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日

(2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）B7186に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

2 条例第45条の11第3項に規定する規則で定める場合は、同条第1項の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付けに代えているゴルフ場利用税の特別徴収義務者の当該帳簿の全部又は一部について、条例第45条の10第1項の規定による帳簿への記載をした日からゴルフ場利用税の法定納期限後7年を経過する日までの間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつてこれらの電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。

3 第1項の規定は、条例第45条の11第3項の規定により帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとするゴルフ場利用税の特別徴収義務者の当該帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

第38条から第41条まで 削除

附則第8項中「令和3年12月31日」を「令和4年12月31日」に改める。

別記第24号様式から第24号の3様式までを削り、別記第24号の4様式の備考の1中「すべて」を「全て」に改め、同様式を別記第24号様式とする。

#### 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、

附則第8項の改正規定については、公布の日から施行する。

## 告 示

### 京都府告示第649号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 購入物品の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル75  
100カプセル（P T P）備蓄用） 3,128箱
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府健康福祉部健康対策課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 契約日  
令和3年10月6日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
中外製薬株式会社  
東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 契約金額  
58,252,744円
- 6 契約の方法  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特  
例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1  
項第1号

### 京都府告示第650号

京都府測量等業務指名競争入札参加要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府測量等業務指名競争入札参加要綱の一部を  
改正する告示

京都府測量等業務指名競争入札参加要綱（昭和54年京  
都府告示第515号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第10号様式中「㊟」を削る。

別記第11号様式中「**四**」を削る。

附 則

この告示は、令和3年12月10日から施行する。

京都府告示第651号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
宇治市横島町及び宇治里尻
- 2 測量の期間  
令和3年10月12日から令和4年2月28日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）

京都府告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年12月10日から令和3年12月24日まで縦覧に供する。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 307号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
京田辺市興戸犬伏23の1から 京田辺市興戸犬伏21の1まで	前	最小 24.0 <sup>m</sup> 最大 25.7	13.3 <sup>m</sup>
	後	最小 25.5 最大 27.2	

- 4 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年12月10日から令和3年12月24日まで縦覧に供する。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 307号
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京田辺市興戸犬伏23の1から 京田辺市興戸犬伏21の1まで	令和3年12月10日

- 4 縦 覧 場 所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により舞鶴市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）クスリのアオキ東舞鶴店  
舞鶴市字浜88番地4
- (2) 届出者の名称及び住所  
株式会社クスリのアオキ  
白山市松本町2512番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による  
新設の届出  
令和3年6月30日
- (4) 意見の概要  
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所  
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推

進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

- (6) 縦覧期間  
令和3年12月10日から令和4年1月11日まで
- 2(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)クスリのアオキ白鳥店  
舞鶴市森小字大田野540番地
- (2) 届出者の名称及び住所  
株式会社クスリのアオキ  
白山市松本町2512番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日  
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更の届出  
令和3年6月30日
- (4) 意見の概要  
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所  
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間  
令和3年12月10日から令和4年1月11日まで



亀岡市昭和池土地改良区の役員の就任に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり就任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和3年12月10日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

就任役員 (監事)

住 所	氏 名
亀岡市曾我部町犬飼前川31	井 口 昭 幸



土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、亀岡市昭和池土地改良区の定款の変更を令和3年11月29日認可した。

令和3年12月10日  
京都府知事 西 脇 隆 俊



次の地区の府営土地改良事業の工事は、完了した。

令和3年12月10日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

地 区	工事完了年月日
上 桂 川	令 3. 3. 31



農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において準用する同法第39条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった利用権の設定に関し、次のとおり裁定した。

令和3年12月10日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 利用権の設定に関する裁定の概要

利用権の設定を受ける農地			利用権の内容			
所在・地番	地目	面積	利用計画	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(年額)
南丹市日吉町四ツ谷東谷上26	田	2,000.0 <sup>m<sup>2</sup></sup>	水稻を栽培する。	令 4. 1. 1	10年	円 1,000

2 補償金の支払の方法

利用権の始期までに京都地方法務局に補償金を供託する。



令和3年度京都府農薬管理指導士養成研修及び認定試験を次のとおり実施する。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 養成研修及び認定試験の日時

(1) 養成研修

令和4年1月20日(木)

午前9時30分から午後4時まで

令和4年1月21日(金)

午前9時から午後1時50分まで

(2) 認定試験

令和4年1月21日(金)

午後2時20分から午後3時20分まで

2 養成研修及び認定試験の場所

キャンパスプラザ京都第3講義室、第1会議室  
京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939

3 養成研修内容(計8科目)

- (1) 農薬一般
- (2) 農薬取締法
- (3) 毒物及び劇物取締法
- (4) 植物防疫一般
- (5) 病害虫・雑草防除一般
- (6) 農薬の安全性評価及び各種基準
- (7) 農薬の安全使用及び危害防止
- (8) 農薬管理指導士の任務

4 受講及び受験の資格

受講資格は、満20歳以上の者で、次のいずれかに該当するもの(農薬販売者又は防除業者にあつては事業所の所在地、それらの従業員にあつては勤務する事業所の所在地、ゴルフ場に勤務する者にあつては勤務するゴルフ場の所在地、農産物直売所構成員等にあつては該当する直売所が府内にあるものに限る。)とする。養成研修を修了した者に対し、認定試験を実施する。

- (1) 農薬販売者又はその従業員で、現に農薬の販売業務に従事し、かつ、実務経験が2年以上ある毒物劇物取扱責任者の資格を有しているもの
- (2) 防除業者又はその従業員で、現に防除業務に従事し、かつ、実務経験が2年以上あるもの(航空機を用いた農薬散布のみを行う者及びその従業員並びに植物防疫くん蒸のみを行う者及びその従業員を除く。)
- (3) ゴルフ場に勤務する者で、現に農薬を取り扱う業務に従事し、かつ、実務経験が2年以上あるもの
- (4) 農産物直売所構成員等で、農薬使用等について指導する立場にあるもの
- (5) その他知事が特に認める者

5 受講及び受験の手続

(1) 提出書類

ア 農薬販売者又はその従業員

(ア) 養成研修受講申請書

(イ) 写真(提出前6箇月以内に正面・上半身・無

帽で撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

(ウ) 毒物劇物取扱責任者の資格を有することを証する書類の写し

イ 防除業者又はその従業員、ゴルフ場関係者

(ア) 養成研修受講申請書

(イ) 写真(提出前6箇月以内に正面・上半身・無帽で撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

ウ 直売所構成員

(ア) 養成研修受講申請書

(イ) 写真(提出前6箇月以内に正面・上半身・無帽で撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

エ 防除指導員又は農薬安全コンサルタントの資格を有する者

(ア) 養成研修(特認)受講申請書

(イ) 写真(提出前6箇月以内に正面・上半身・無帽で撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

(ウ) 防除指導員又は農薬安全コンサルタントの登録認定証の写し

オ 上記以外の者

(ア) 養成研修受講申請書

(イ) 写真(提出前6箇月以内に正面・上半身・無帽で撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

(2) 受付期間

持参の場合は、令和3年12月27日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、令和3年12月27日(月)の消印のあるものまで受け付ける。

(3) 提出先及び問合せ先

京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話(075)414-4945

6 その他

(1) 申請書は、京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進係及び京都府各広域振興局農林商工部農商工連携・推進課において配布する。また、インターネットにより京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/>)からダウンロードすることができる。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、受講者を40名以内とする。

なお、申請者が40名を超える場合は、抽選により受講者を決定し、申請者全員にその結果を知らせる。



向日市から京都都市計画地区計画（阪急洛西口駅西地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊



向日市から京都都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊



建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により実施した令和3年の二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 二級建築士試験の合格者  
受験番号

5 B-10080K	5 B-10085R
5 B-10095L	5 B-10107Y
5 B-10127R	5 B-10150K
5 B-10178K	5 B-10195N
5 B-10196P	5 B-10214L
5 B-10217P	5 B-10227K
5 B-10240Y	5 B-10285M
5 B-10289Y	5 B-10296Y
5 B-10302R	5 B-10313M
5 B-10325K	5 B-10339K
5 B-10346K	5 B-10359Y
5 B-10360K	5 B-10372R
5 B-10409K	5 B-10422Y
5 B-10447N	5 B-10453M
5 B-10479K	5 B-10482N
5 B-10506Y	5 B-10509M
5 B-10515L	5 B-10533R
5 B-10535K	5 B-10540R

5 B-10545N	5 B-10558M
5 B-10560P	5 B-10582R
5 B-10586M	5 B-10610R
5 B-10613L	5 B-10659R
5 B-10670M	5 B-10682K
5 B-10696K	5 B-10700P
5 B-10704L	5 B-10726M
5 B-10731K	5 B-10766K
5 B-10821Y	5 B-10826P
5 B-10832N	5 B-10836K
5 B-10870Y	5 B-10888N
5 B-10895N	5 B-10897R
5 B-10899K	5 B-10901M
5 B-10903P	5 B-10940Y
5 B-10979N	5 B-11019L
5 B-11040L	5 B-11053K
5 B-11059Y	5 B-11066Y
5 B-11068L	5 B-11135R
5 B-11136Y	5 B-11138L
5 B-11140N	5 B-11149R
5 B-11192Y	5 B-11215L
5 B-11219R	5 B-11221K
5 B-11240R	5 B-11250L
5 B-11317R	5 B-11344P
5 B-11354K	5 B-11392N
5 B-11410K	5 B-11417K
5 B-11423Y	5 B-11425L
5 B-11440M	5 B-11442P
5 B-11459K	5 B-11480K
5 B-11498P	5 B-11506R
5 B-11527R	5 B-11528Y
5 B-11536K	5 B-11559M
5 B-11579L	5 B-11621L
5 B-11641K	5 B-11652P
5 B-11695R	5 B-11711K
5 B-11714N	5 B-11724Y
5 B-11726L	5 B-11731Y
5 B-11760K	5 B-11762M
5 B-11796L	5 B-11806P
5 B-11812N	5 B-11854N
5 B-11868N	5 B-11914K
5 B-11940R	5 B-11954R
5 B-11960P	5 B-11961R
5 B-12011Y	5 B-12018Y
5 B-12038R	5 B-12050N
5 B-12056M	5 B-12075K
5 B-12078N	5 B-12106N
5 B-12156P	5 B-12191P
5 B-12200Y	5 B-12207Y
5 B-12209L	5 B-12286L
5 B-12294M	5 B-12295N
5 B-12312Y	5 B-12356L
5 B-12364M	5 B-12367R

5 B-12374R	5 B-12375Y	5 B-20749L	5 B-20751N
5 B-12395R	5 B-12426L	5 B-20766P	5 B-20791L
5 B-12430R	5 B-12432K	5 B-20795R	5 B-20797K
5 B-12450P	5 B-12455M	5 B-20803Y	5 B-20821N
5 B-12456N	5 B-12458R	5 B-20838Y	5 B-20847L
5 B-12471P	5 B-12483M	5 B-20857P	5 B-20862M
5 B-12484N	5 B-12504M	5 B-20866Y	5 B-20874K
5 B-12507R	5 B-12509K	5 B-20915Y	5 B-20922Y
5 B-12513P	5 B-12518M	5 B-20926N	5 B-20946M
5 B-12535R	5 B-12537K	5 B-20957Y	5 B-20964Y
5 B-12542R	5 B-12552L	5 B-20967M	5 B-20983P
5 B-12562P	5 B-12592Y	2 木造建築士試験の合格者	
5 B-12617N	5 B-12646P	受験番号	
5 B-12652N	5 B-12664L	5 B-30003L	5 B-30066L
5 B-12682R	5 B-12683Y	5 B-30076P	5 B-30093K
5 B-12698K	5 B-12711Y	5 B-30129L	5 B-30133R
5 B-12751P	5 B-12764N	5 B-30149K	5 B-30161R
5 B-12775K	5 B-12778N	5 B-30166N	5 B-30169Y
5 B-12795Y	5 B-12797L	5 B-30191K	5 B-30192L
5 B-12838K	5 B-12882M	5 B-30194N	5 B-30242M
5 B-12909L	5 B-12928Y	5 B-30243N	5 B-30252R
5 B-12992K	5 B-12997R	5 B-30257N	5 B-30279P
5 B-13017P	5 B-13039R	5 B-30319M	5 B-30335P
5 B-13042L	5 B-13046R	5 B-30345K	5 B-30348N
5 B-13055K	5 B-13078M	5 B-30352K	5 B-30375M
5 B-13084L	5 B-20009N	5 B-30378R	5 B-30396M
5 B-20012Y	5 B-20022M	5 B-30402L	5 B-30403M
5 B-20039R	5 B-20045P	5 B-30404N	5 B-30452M
5 B-20081R	5 B-20087P	5 B-30461P	5 B-30476R
5 B-20097K	5 B-20118K	5 B-30478K	5 B-30482P
5 B-20129P	5 B-20151R	5 B-30505Y	5 B-30520K
5 B-20160K	5 B-20194Y	5 B-30524P	5 B-30548K
5 B-20196L	5 B-20202K	5 B-30556L	5 B-30568Y
5 B-20218M	5 B-20219N	5 B-30578M	5 B-30579N
5 B-20233N	5 B-20248P	5 B-30585M	5 B-30586N
5 B-20272K	5 B-20293K	5 B-30607N	5 B-30609R
5 B-20306Y	5 B-20321K	5 B-30620M	5 B-30635N
5 B-20335K	5 B-20343L	5 B-30644R	5 B-30645Y
5 B-20350L	5 B-20359N	5 B-30656N	5 B-30679R
5 B-20366N	5 B-20371L	5 B-30691N	5 B-30694Y
5 B-20372M	5 B-20439Y	5 B-30705N	5 B-30711M
5 B-20442M	5 B-20447K	5 B-30718M	5 B-30720P
5 B-20466R	5 B-20498M	5 B-30721R	5 B-30755P
5 B-20524K	5 B-20542P	5 B-30808L	5 B-30833R
5 B-20566K	5 B-20568M	5 B-30844M	5 B-30891K
5 B-20577P	5 B-20579Y	5 B-30896R	5 B-30901N
5 B-20592R	5 B-20596M	5 B-30903R	5 B-30913L
5 B-20616L	5 B-20619P	5 B-30934L	5 B-30936N
5 B-20627R	5 B-20638M	5 B-30948L	5 B-30991M
5 B-20675P	5 B-20677Y	5 B-31008R	5 B-31041N
5 B-20721L	5 B-20722M	5 B-31060L	5 B-31070P
5 B-20724P	5 B-20729M	5 B-31081L	5 B-31084P
5 B-20737N	5 B-20741K	5 B-31091P	5 B-31129K



5 B-31161P	5 B-31187M
5 B-31189P	5 B-31213K
5 B-31236M	5 B-31239R
5 B-31242L	5 B-31254Y
5 B-31291L	5 B-31314N
5 B-31360K	5 B-31384N
5 B-31399P	5 B-31411M
5 B-31434P	5 B-31445L
5 B-31451K	5 B-31454N
5 B-31467M	5 B-31475N
5 B-31476P	5 B-31479K
5 B-31482N	5 B-31513Y
5 B-31531N	5 B-31546P
5 B-31579M	5 B-31595P
5 B-31609P	5 B-31615N
5 B-31653Y	5 B-31674Y
5 B-31683L	5 B-31703K
5 B-31776N	5 B-31787K
5 B-31793Y	5 B-31817M
5 B-31831M	5 B-31856Y
5 B-31870Y	5 B-31881N
5 B-31895N	5 B-31921L
5 B-31925R	5 B-31931P
5 B-31944N	5 B-31993N
5 B-32032K	5 B-32036P
5 B-40009P	5 B-40188L
5 B-40309N	5 B-40382Y



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
  - 乙訓郡大山崎町字円明寺小字大門脇17の2の一部、17の4  
(関連区域)
  - 乙訓郡大山崎町字円明寺小字大門脇17の14の一部、17の15の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
  - 乙訓郡大山崎町字円明寺小字山伏12  
山下 照代
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
  - 宇治市伊勢田町ウトロ51の27から51の29まで、51の40、南山21の16
- (2) 開発許可を受けた者の名称
  - 宇治市

正 誤

令和3年8月6日付け京都府公報号外第39号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
2	上から3	特定非営利活動法人」を「商店街運営等特定非営利活動法人（特定非営利活動法人）」	特定非営利活動法人（」を「商店街運営等特定非営利活動法人（特定非営利活動法人（」